

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 町等の区域の変更等

振動規制法第三条第一項の規定による地域及び第四条第一項の規定による規制基準

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域

振動規制法施行規則別表第二の備考1に規定する区域及び同表の備考2に規定する時間

馬伝染性貧血検査の実施

保安林の指定の解除

土地改良法による換地計画の決定

土地区画整理法による換地処分(二件)

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十三年二月鳥取県条例第三号)中別表第一の改正規定のうち第一種営営住宅の表の青木第八団地に関する部分並びに第二種営営住宅の表の栄第一団地、高草第四団地及び栄第二団地に関する部分並びに別表第二の改正規定のうち高草第四団地、栄第一団地及び栄第二団地に関する部分の施行期日は、昭和五十三年六月十三日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表の青木第七の項の次に次のように加える。

青木第八	二四、九〇〇円
------	---------

別表の第二種県営住宅の表中

米	米第一
---	-----

に改め、同表の湖南の項の次に次のように加える。

高草第四	一九、三〇〇円
------	---------

別表の第二種県営住宅の表の八東第二の項の次に次のように加える。

栄第二	一五、三〇〇円
-----	---------

附則

この規則は、昭和五十三年六月十三日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項の規定による末恒団地第一土地区画整理事業(第二工区)及び末恒団地第三土地区画整理事業(第三工区)の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十二年六月一日現在の地番による。)
美萩野二丁目	美萩野二丁目の全域、三津字入江の全域、三津字山崎の全域、三津字赤瀬一〇九から一二九まで、一三一、九一四、九一五、九一六の二、九一六の三、九一七から九一九まで、九二〇の一、九二〇の二、九二一から九二六まで、九二七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、三津字石原のうち七三八、七三九、九八三の一、九八三の二、九八三第一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七四四と一体をなす国有地の一部以外の区域、三津字三石のうち七七八

美萩野三丁目	以外の区域並びに三津字石原平九九〇
三津字赤瀬	美萩野三丁目の全域、三津字鳥打場ノ二 五五二の二、五五七の二、五七六の一、五七七の一、五八一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五八〇及び五八一の一と一体をなす国有地の一部、三津字西傍示ノ老 九九一の二及び九九二の一、伏野字内河原二五五の一、二五五の七、二五五の八、二五六の一、二五七の一、二五九の一、二六一の一、二六一の四、二六八の八、二七一の一、二七一の三、二七一の六、二七二、二七四の一、二七五の一、二七六の一、二七六の三、二七七から二七九まで、二八〇の一、二八一から二八八まで、二八九の一、二八九の二、二九三の二、二九四の一、一七八九の一、一七八九の二、一七九〇、一七九一の一、一七九二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに伏野字深沢二九五、二九六の一、二九六の三、二九六の五、二九七の二、三一九の二及びこれらと一体をなす国有地
三津字石原	三津字赤瀬のうち一〇九から一二九まで、一三一、九一四、九一五、九一六の二、九一六の三、九一七から九一九まで、九二〇の一、九二〇の二、九二一から九二六まで、九二七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに三津字三石七七八 三津字石原七三八、七三九、九八三の一、九八三の二、九八三第一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七
三津字石原平	四四と一体をなす国有地の一部
三津字鳥打場ノ二	三津字鳥打場ノ二のうち五五二の二、五五七の二、五七六の一、五七七の一、五八一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五八〇及び五八一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに三津字西傍示ノ老 九九一の三及び九九三の三
三津字西傍示ノ老	三津字西傍示ノ老のうち九九一の二、九九一の三、九九二の一及び九九三の三以外の区域
伏野字内河原	伏野字内河原のうち二五五の一、二五五の七、二五五の八、二五六の一、二五七の一、二五九の一、二六一の一、二六一の四、二六八の八、二七一の一、二七一の三、二七一の五、二七一の六、二七二、二七四の一、二七五の一、二七六の一、二七六の三、二七七から二七九まで、二八〇の一、二八一から二八八まで、二八九の一、二八九の二、二九三の二、二九四の一、一七八九の一、一七八九の二、一七九〇、一七九一の一、一七九二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
伏野字深沢	伏野字深沢のうち二九五、二九六の一、二九六の三、二九六の五、二九七の二、三一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに伏野字内河原二七一の五

廃止する字の名称

三津字入江、三津字山崎及び三津字三石

鳥取県告示第五百三十一号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域並びに特定工場等において発生する振動についての規制基準を次のとおり定めたので、同法第三条第三項及び同法第四条第三項において準用する同法第三条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和五十三年六月十九日から施行する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市の区域のうち別図に示す地域

二 特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分		時間の区分	
第一種区域	別図において黄色で表示した区域	昼間 (午前八時から午後七時まで)	夜間 (午後七時から翌日午前八時まで)
第二種区域	別図において赤色及び青色で表示した区域	六十五デシベル	五十五デシベル
		六十デシベル	六十デシベル

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十二号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第一付表第一号に規定する知事が指定した区域として次の区域を指定したので、告示する。

この告示は、昭和五十三年六月十九日から施行する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 昭和五十三年六月鳥取県告示第五百三十一号（以下「告示第五百三十一号」という。）の別図において黄色及び赤色で表示された区域

二 告示第五百三十一号の別図において青色で表示された区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- (二) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所
- (三) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(四) 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館

(五) 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホーム

鳥取県告示第五百三十三号

振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号)別表第二の備考1に規定する知事が定めた区域及び同表の備考2に規定する知事が定めた時間として次の区域及び時間を定めたので、告示する。

この告示は、昭和五十三年六月十九日から施行する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

第一種区域 昭和五十三年六月鳥取県告示第五百三十一号(以下「告示第五百三十一号」という。)において第一種区域とされた区域

第二種区域 告示第五百三十一号において第二種区域とされた区域

二 時間

昼間 午前八時から午後七時まで

夜間 午後七時から翌日の午前八時まで

鳥取県告示第五百三十四号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

馬伝染性貧血予防のため

二 実施する区域

鳥取市湖山町南四丁目一〇一

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬

四 実施の期日

昭和五十三年六月十九日

五 検査の方法

チヨッケ試験管法

鳥取県告示第五百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字鶴木坂口二四二六の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第十一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年六月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百三十七号

末恒団地第一土地区画整理事業（第二工区）施行地区の宅地について、昭和五十三年五月三十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三條第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十八号

末恒団地第三土地区画整理事業（第三工区）施行地区の宅地について、昭和五十三年五月三十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三條第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

〔定価一部一箇月八百円（送料を含む。）〕